

役員等出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊益会の役員及び評議員等の出張旅費に関し定めるものである。

(出張旅費)

第2条 役員、評議員及びその他理事長が必要と認めた者が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 6 宿泊所が指定されているときは、その実費とする。

(適用除外)

第3条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	30,000円	20,000円	実 費